

都道府県福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況

参考資料 12

	一般のハローワークとの連携				福祉人材コーナーを設置しているハローワークとの連携			
	平成23年度		平成24年度		平成23年度		平成24年度	
	センター数	割合(%)	センター数	割合(%)	センター数	割合(%)	センター数	割合(%)
(1) ハローワークとの連携による共催事業の実施	31	66.0%	37	78.7%	37	78.7%	43	91.5%
(2) 福祉人材センター運営委員会へのハローワーク担当者の出席	7	14.9%	14	29.8%	33	70.2%	32	68.1%
(3) ハローワーク主催の福祉人材確保対策担当者連絡会議への出席	3	6.4%	11	23.4%	27	57.4%	31	66.0%
(4) 福祉人材センター等各種施策の周知・広報の依頼	45	95.7%	46	97.9%	47	100.0%	46	98%
(5) ハローワークの各種施策の周知・広報に対する協力	34	72.3%	38	80.9%	44	93.6%	40	85.1%
(6) ハローワークへの労働市場情報の提供	11	23.4%	12	25.5%	16	34.0%	19	40.4%
(7) ハローワークへの求職者情報の提供	4	8.5%	5	10.6%	9	19.1%	9	19.1%
(8) ハローワークへの求人情報の提供	26	55.3%	24	51.1%	35	74.5%	37	78.7%
(9) ハローワークからの労働市場情報の提供	11	23.4%	18	38.3%	19	40.4%	28	59.6%
(10) ハローワークからの求職者情報の提供	2	4.3%	5	10.6%	5	10.6%	5	10.6%
(11) ハローワークからの求人情報の提供	14	29.8%	23	48.9%	34	72.3%	37	78.7%
(12) ハローワーク主催「介護就職デイ」への参加、協力	37	78.7%	41	87.2%	41	87.2%	41	87.2%

	平成24年度				
	センター数	割合(%)	出張箇所数	参考) ハローワーク数	出張先割合(%)
(13) ハローワークへ出張相談	44	93.6%	382	福祉人材コーナー設置所を除く	488 78.3%
総計				545 70.1%	

※ハローワークにおける出張相談は、原則福祉人材コーナーを設置していないハローワークにて実施

○福利厚生センター関係資料

都道府県地方事務局(業務受託団体)一覧

(平成25年2月現在)

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2階	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県民間社会福祉事業振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251
茨城県社会福祉協議会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6600
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YMCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福利協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-311-8738
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5520
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2959
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610
長野県社会福祉協議会	380-0923	長野市大字若里7-1-7	026-226-4126
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館5F	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7	052-232-1359
三重県社会福祉事業職員共済会	514-8552	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館2F	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る375 ハートピア京都内	075-252-5888
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4633
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11	0744-29-0102
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	680-0846	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内	086-226-2827
広島県民間社会福祉事業従事者互助会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ1F	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市南千反畑町3-7	096-324-5462
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

福利厚生センターサービスメニュー一覧(平成25年2月現在)

健康管理

- 健康生活用品給付
- ころとからだの電話健康相談
- 生活習慣病予防健診費用助成
- スポーツクラブ

慶事お祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈

万が一の際

- 会員死亡弔慰金
- 配偶者死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 災害見舞金

研修等

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修

旅行費用

- クラブ・サークル活動助成
- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 国内・海外旅行
- テーマパーク、提携レジャー施設
- レンタカー
- スクール

情報活用

- ホームページ
- ハンドブック
- 会員情報誌
- ソウエルクラブFAXニュース

生活サポート

- 特別資金ローン、特別提携住宅ローン
- ソウエル団体生命保険・積立保険
- 傷害保険・入院保険・がん保険
- 住まいのサービス
- ショッピング
- カーライフ

地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

ソウエルクラブ “クラブオブ”
 <<2012年10月スタート>>

- 国内外の宿泊施設、レジャー、スポーツ、ショッピング等、75,000円以上の施設が優待利用



ソウェルクラブサービスメニュー一覧

(平成25年2月現在)

区分	サービスメニュー	サービス内容
健康 支援 事業	生活習慣病予防健診費用助成	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診(法定健診は除く)を受診した場合、検査項目に応じて2,830円～4,120円を助成。(乳・子宮がん検診費用を上乗せして、3,650円～4,940円を助成)
	健康生活用品給付	・健康生活に関わる品目の中から希望する1品を全会員に給付
	電話健康相談	・24時間365日、いつでも、どこからでも無料で、専門の医師やカウンセラーに健康に関する電話相談ができる。メンタルヘルス相談は心理専門職が対応し、必要場合は面接カウンセリングが年5回まで無料で受けられる。 また、携帯電話やネットでの相談も実施
	スポーツクラブ	・コナミスポーツ、ルネサンスと提携し、法人会員料金で利用できる。
余 暇 支 援 事 業	クラブ・サークル活動支援	・スポーツや教養・文化サークル活動への助成(会員1人当たり1,000円を助成)
	指定保養所 ・KKR宿泊施設 ・休暇村 ・グリーンピア ・ダイワロイヤルホテル 会員制リゾート施設 ・セラヴィリゾート泉郷 ・ラフォーレ倶楽部	・優待料金に加え、ソウェルクラブから 会員1人1泊2,500円の助成 ・標準宿泊料金の10%割引に加え、 ・標準宿泊料金の5%～10%割引に加え、 ・室料が特別優待料金に加え、
	テーマパーク	・東京ディズニーリゾート、ユニバーサルスタジオジャパン、ハウステンボス、スペースワールドなど会員割引8～20%
	国内・海外旅行(パッケージツアー)	・JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、クラブメッド、名鉄観光など会員割引3～10%
	ホテル・旅館・ペンション レンタカー	・提携宿泊施設の割引利用。会員割引5～30%または特別料金適用 ・ニッポンレンタカー(最大55%割引)、日産レンタカー(最大47.2%割引)、マツダレンタカー(最大56%割引)、オリックス自動車レンタカー(最大40%割引)、トヨタレンタカー(5%割引)、Jネットレンタカー(最大56%割引)
	ソウェルクラブ"クラブオフ" (H24・10月開始)	・全国の宿泊施設、テーマパーク・日帰り温泉施設・映画館などのレジャー施設、レストランなど飲食施設、店頭やネットでのショッピング、育児や介護サービスなど幅広い分野のサービスが優待料金で利用できる。対象施設は75,000円以上。
	共済事業給付金 ・会員の死亡 ・ "(就業中、通勤時の事故の場合) ・会員の配偶者の死亡 ・入院見舞金 ・災害見舞金(法人) ・ "(会員)	・60万円 ・180万円 ・10万円 ・就業中、通勤時の事故による場合、1日につき1,000円。手術を行った場合には5万円～20万円加算 ・災害救助法適用地域内で一定規模以上の被害を被った場合、1法人20万円 ・ " " 1会員1万円
	任意加入の保険 ・ソウェル積立保険 ・ソウェル団体生命保険 ・ソウェル傷害保険 ・ソウェル入院保険 ・ソウェルがん保険 ・ペット保険	任意に加入できる割安な保険 ・死亡保障、医療保障、年金積立を一つにセットした総合保険 ・死亡保障(高度障害を含む)に限定した保険 ・あらゆるケガを補償 ・病気、ケガによる入院を補償 ・がん限定した保険 ・保険の対象となる診療費の50%を補償
永年勤続記念品贈呈 結婚お祝品贈呈 出産お祝品贈呈 入学お祝品贈呈	・勤続満5年から30年まで5年刻みで記念品を贈呈(品目の中から1品を選択) ・会員が結婚した場合に贈呈(商品券 10,000円) ・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈(商品券 10,000円) ・会員の子が小学校または中学校に入学した場合に贈呈(商品券 5,000円)	
ローン ・住宅ローン(銀行提携) ・特別資金ローン(みずほ銀行)	・融資額 最高 5,000万円。一般利用者より金利が固定型で0.1%、変動型で0.2%割安 平成24年度においても、引き続き「金利優遇キャンペーン」(みずほ銀行)実施 ・融資額 最高 300万円。教育資金、結婚資金、車購入資金などが、一般利用者より金利が3.0%程度割安	
スポーツ、カルチャー ショッピングなど	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、カルチャー、スクールなど会員割引。 ・デパート、結婚式場、引越サービス、文具消耗品、家電商品など会員割引。ソウェルweb書店5～15%割引	
啓 発 支 援 事 業	海外研修	・海外の福祉事情を学習する海外研修
	メンタルヘルス講習会	・職場におけるメンタルヘルス対策の重要性を認識し、メンタルヘルス問題への対応能力を習得する。
	接遇講習会	・電話対応、接客方法等職場に必要な接遇マナーやクレームの対応を習得する。
	レクリエーションリーダー養成講習会	・職場で活かせるレクリエーションについて、実践的に学習する。
	広報講習会	・広報の役割、広報誌の作成方法について習得する。
	パソコン講習会	・パソコンの主要ソフトの使い方や実践テクニックを習得する。
	その他の講習会	・上記講習会以外に社会福祉法人新会計基準・ディズニーアカデミー・社会福祉施設防災危機管理のあり方講習会を実施。
資格取得記念品贈呈	・働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した場合に贈呈(品目の中から1品を選択)	
地 域 事 業	会員交流事業	・地方事務局が主催する割安な料金で、会員同士の親睦、リフレッシュを図る事業 (観劇・コンサート、国内旅行、テーブルマナー講習会、スポーツ観戦、テーマパークなど)
	地域開発メニュー	・地方事務局が地域で身近に割安な料金で利用できるメニューを開発したもの(レジャー施設、生活関連施設など)
そ の 他 の 支 援 事 業	広 報 活 動 ・ソウェルクラブハンドブック ・ソウェルクラブFAXニュース ・会員情報誌「ソウェルクラブ」 ・ホームページ ・オリジナルカレンダー ・オリジナル手帳	・全てのサービスの内容や利用方法などを掲載、全会員に配布 ・各事業のタイムリーな情報を掲載、毎月各事業所にFAX送信 ・会員同士の交流・仕事や生活に役立つ記事を掲載、年4回全会員に配布 ・利用促進及び加入促進を目的とした最新情報を随時提供 ・書き込みができる大判カレンダーを各事業所に配布 ・サービスの概要入りの手帳を希望する会員に配布

都道府県別加入状況(平成24年10月1日現在)

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	768	37,335	865	88.8%
青森県	73	3,167	510	14.3%
岩手県	62	3,507	294	21.1%
宮城県	43	2,957	222	19.4%
秋田県	79	4,236	210	37.6%
山形県	104	5,275	223	46.6%
福島県	94	4,966	269	34.9%
茨城県	118	5,147	478	24.7%
栃木県	88	2,999	323	27.2%
群馬県	97	3,519	476	20.4%
埼玉県	140	6,026	715	19.6%
千葉県	73	2,704	572	12.8%
東京都	282	20,635	1,008	28.0%
神奈川県	47	2,340	731	6.4%
新潟県	46	4,205	396	11.6%
富山県	96	5,662	193	49.7%
石川県	63	2,890	283	22.3%
福井県	43	2,211	211	20.4%
山梨県	33	1,123	229	14.4%
長野県	62	2,503	334	18.6%
岐阜県	92	4,683	284	32.4%
静岡県	119	4,569	424	28.1%
愛知県	91	6,379	594	15.3%
三重県	141	6,076	294	48.0%
滋賀県	62	2,139	239	25.9%
京都府	87	3,930	430	20.2%
大阪府	87	5,961	1,081	8.0%
兵庫県	79	2,973	749	10.5%
奈良県	42	2,022	199	21.1%
和歌山県	49	1,668	207	23.7%
鳥取県	23	1,357	113	20.4%
島根県	18	740	251	7.2%
岡山県	71	5,074	343	20.7%
広島県	126	10,596	433	29.1%
山口県	66	3,702	291	22.7%
徳島県	76	3,011	161	47.2%
香川県	77	3,593	181	42.5%
愛媛県	58	3,980	207	28.0%
高知県	40	1,181	161	24.8%
福岡県	147	6,500	1,042	14.1%
佐賀県	35	1,517	229	15.3%
長崎県	86	3,894	506	17.0%
熊本県	94	3,756	626	15.0%
大分県	73	3,517	317	23.0%
宮崎県	58	2,753	369	15.7%
鹿児島県	50	2,161	563	8.9%
沖縄	106	2,918	370	28.6%
合計	4,464	224,057	19,206	-

(注)社会福祉法人数、厚生労働省調べ(平成24年3月末現在)による法人数。

平成25年度 社会福祉研修実施計画（案）（委託・補助事業）

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び 申込書提出先	
国の委託事業 108	社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 [面接授業4日]	①25.7.5(金)～7.8(月) ④25.8.1(木)～8.4(日) ②25.7.16(火)～7.19(金) ⑤25.8.5(月)～8.8(木) ③25.7.28(日)～7.31(水) ⑥25.8.23(金)～8.26(月) ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講	25.4.1(月) 社会福祉研修 主管部まで
	社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 [面接授業5日]	①25.9.8(日)～9.12(木) ⑤25.11.10(日)～11.14(木) ②25.9.13(金)～9.17(火) ⑥25.11.23(土)～11.27(水) ③25.10.20(日)～10.24(木) ⑦25.11.28(木)～12.2(月) ④25.10.31(木)～11.4(月) ※民間施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講	25.4.1(月) 社会福祉研修 主管部まで
	社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース (3) サービス管理コース	1回 1回 1回	200人 200人 200人	3日 3日 3日	(1) 経営管理コース 25.7.2(火)～7.4(木) (2) 人事管理コース 25.8.27(火)～8.29(木) (3) サービス管理コース 25.7.9(火)～7.11(木)	25.5.24(金) 25.7.19(金) 25.5.31(金) 中央福祉学院まで
国の補助事業	児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者、又は平成25年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 [面接授業5日]	25.9.30(月)～10.4(金)	25.4.1(月) 社会福祉研修 主管部まで
	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」 指導者養成研修課程	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 テキスト類および「指導の手引き(指導マニュアル)」の活用方法を学ぶ。 各科目の展開・指導方法を修得する。	各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1回	50人	3日	25.4.20(土)～4.22(月)	25.4.1(月) 中央福祉学院まで

※都合により変更する場合があります。

国立保健医療科学院において実施する研修（平成25年度(案)）

研修名	目的	対象者	受講定員	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修				
a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	適切な指導監査を実施、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・老人福祉施設の許認可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当		都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当		都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・障害者福祉施設の許認可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
福祉事務所所長研修	社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、より効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とする。	福祉事務所所長	70人	3日間
生活保護自立支援研修担当育成研修	管内における自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、職員の自立支援技術の向上や自立支援プログラムの効果的運営に向けた職場内での研修企画運営の手法を修得することを目的とする。	(1) 都道府県・指定都市において生活保護の研修・企画を担当する職員 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する研修・企画を担当する職員	30人	3日間
児童相談所中堅児童福祉司 ・児童心理司合同研修	児童虐待の相談援助の基礎的な知識・スキルを前提として、他職種・他機関との連携を充実させて、より効果的な児童虐待の相談援助をすすめるために、他職種・他機関との連携に関する意義を理解し、必要な知識・技能を修得することを目的とする。	児童相談所の児童福祉司または児童心理司としての実務経験が3年以上5年以下の者	60人	3日間
介護保険指導監督中堅職員研修	適正な介護保険制度の実施にむけた指導監督の意義と課題を理解した上で、実地指導・監査の標準化や業務管理体制の監督業務に資する知識を修得するとともに、根拠にもとづいた適切な指導監査の具体的な手法を修得することを目的とする。	第1回：各都道府県（出先機関含む）及び第2回：指定都市・中核市において、介護保険指導監督業務に従事している指導的立場の職員	各回 80人	3日間
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関（婦人相談所）の指導的職員が、婦人保護事業・DV被害者支援（含む、同伴児童の保護支援）における保健・医療・福祉の多機関・多職種連携に関する知識・手法を修得することを目的とする。	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関（婦人相談所）の指導的職員	30人	3日間
都道府県障害程度区分指導者研修	障害程度区分認定の調査内容及び市町村審査会における審査判定・および個別支援への活用についての理解を深め、適切な給付のための障害程度区分に関する専門的知識及び技術を高めることを目的とする。	都道府県が行う障害者自立支援法の障害程度区分関係研修の講師予定者等	80人	1日間
ユニットケアに関する研修				
a サービスマネジメント	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）のサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とする。	都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉部局のサービスマネジメント担当者	60人	3日間
b 施設整備	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）の施設整備を適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とする。	都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉部局の施設整備担当者	60人	3日間
【問い合わせ先】	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-458-6111 http://www.niph.go.jp/			

社会福祉士会・介護福祉士会 会員数 都道府県別一覽

(平成25年1月末現在)(単位:人)

	社会福祉士	介護福祉士
	(社)日本社会福祉士会会員数	(社)日本介護福祉士会会員数
北海道	1,731	1,136
青森	515	706
岩手	523	519
宮城	527	495
秋田	297	475
山形	451	375
福島	574	493
茨城	571	430
栃木	452	445
群馬	570	723
埼玉	1,395	544
千葉	1,282	755
東京	3,496	1,487
神奈川	2,559	1,171
新潟	1,097	1,704
富山	428	2,003
石川	467	1,244
福井	355	302
山梨	305	650
長野	938	2,966
岐阜	485	297
静岡	1,192	1,601
愛知	1,349	1,211
三重	623	694
滋賀	430	689
京都	864	900
大阪	1,968	2,647
兵庫	1,414	1,300
奈良	300	262
和歌山	241	338
鳥取	275	619
島根	355	382
岡山	604	1,445
広島	908	1,345
山口	620	1,841
徳島	243	266
香川	361	933
愛媛	483	877
高知	223	647
福岡	1,447	2,942
佐賀	187	479
長崎	560	815
熊本	687	589
大分	468	1,315
宮崎	413	1,433
鹿児島	665	1,087
沖縄	424	260
全国計	36,322	45,837

都道府県社会福祉士会名簿

都道府県	郵便番号	事務局連絡先		電話
北海道	001-0010	北海道札幌市北区北十条西4丁目1	在宅サッポロSCビル2階	011-717-6886
青森	030-0822	青森県青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5階	017-723-2560
岩手	020-0134	岩手県盛岡市南青山町13-30	青山和敬荘内	019-648-1411
宮城	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10-19	PROP三条館内	022-233-0296
秋田	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館内	018-896-7881
山形	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31	山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
福島	963-8033	福島県郡山市亀田2-19-14	チャレンジビル2階	024-924-7201
茨城	310-0851	茨城県水戸市千波町1918	茨城県総合福祉会館5F	029-244-9030
栃木	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ内 とちぎソーシャルワーク共同事	028-600-1725
群馬	371-0854	群馬県前橋市大渡町1-10-7	群馬県公社総合ビル5階	027-212-8388
埼玉	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5	ベルメゾン小島103	048-857-1717
千葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター4階	043-238-2866
東京	162-0051	東京都新宿区西早稲田2-2-8	全国財団ビル5階	03-3200-2944
神奈川	221-0844	神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2	神奈川県社会福祉会館3階	045-317-2045
新潟	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2丁目2-2	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5502
山梨	400-0073	山梨県甲府市湯村2-6-20	ハイツオザワ202	055-254-3531
長野	380-0836	長野県長野市南県町685-2	長野県食糧会館6F	026-266-0294
富山	939-0341	富山県射水市三ヶ579	富山福祉短期大学内	0766-55-5572
石川	920-2144	石川県白山市大竹町口17-1	高齢者専用住宅シニアホーム香林苑内	076-273-0220
福井	918-8011	福井県福井市月見3-2-37	NTT西日本福井南交換所ビル1階	0776-63-6277
岐阜	500-8261	岐阜県岐阜市茜部大野2-219		058-277-7216
静岡	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1番70号		054-252-9877
愛知	460-0012	愛知県名古屋市中区千代田5-21-3	サンマンション鶴舞402	052-264-0687
三重	514-0003	三重県津市桜橋2-131	三重県社会福祉会館4階	059-228-6008
滋賀	520-2352	滋賀県野洲市富波乙681-55		077-518-2640
京都	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之	京都社会福祉会館2F	075-803-1574
大阪	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館1階	06-4304-2772
兵庫	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター5階	078-265-1330
奈良	630-8213	奈良県奈良市登大路町36番地	大和ビル3階	0742-26-2757
和歌山	640-8319	和歌山県和歌山市手平2-1-2	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階	073-499-4529
鳥取	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5	鳥取県社会福祉協議会福祉人材部	0857-59-6336
島根	699-1621	島根県仁多郡奥出雲町上阿井424-1	特別養護老人ホームあいサンホーム内	0854-56-0081
岡山	700-0813	岡山県岡山市北区石関町2-1	岡山県総合福祉会館6階	086-201-5253
広島	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内	082-254-3019
山口	753-0072	山口県山口市大手町9-6	社会福祉会館内	083-928-6644
徳島	770-0943	徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地	徳島県立総合福祉センター3階	088-678-8041
香川	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2611		0877-98-0854
愛媛	791-8012	愛媛県松山市姫原2-3-21	NPO法人家族支援フォーラム内	089-922-1937
高知	781-0014	高知県高知市薊野南町 28番地19	リップルガーデン I-104	088-855-5921
福岡	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12	アイビーコートⅢビル601号	092-483-2944
佐賀	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15-3	佐賀県社会福祉士会館	0952-36-5833
長崎	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟5階	095-848-6012
熊本	862-0910	熊本県熊本市健軍本町1-22	東部ハイツ105	096-285-7761
大分	870-0907	大分県大分市大津町2-1-41	大分県総合社会福祉会館内	097-576-7071
宮崎	880-0007	宮崎県宮崎市原町2-22	宮崎県福祉総合センター人材研修センター内	0985-86-6111
鹿児島	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7	鹿児島県社会福祉センター内	099-213-4055
沖縄	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4-135-1	くしぼるビル207	098-943-4249

都道府県介護福祉士会名簿

都道府県	郵便番号	事務局担当者所在地		電話
北海道	001-0010	札幌市北区北十条西4-1	SCビル2階	011-707-4700
青森	030-0822	青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5階	017-731-2006
岩手	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手	岩手県社会福祉協議会 福祉人材研修課	019-637-4527
宮城	984-0816	仙台市若林区河原町1-5-11	川村ハイム308号	022-398-5767
秋田	019-1541	仙北郡美郷町土崎字上野乙102-30	島山 朋寿 方	090-2027-0294
山形	990-0021	山形市小白川町2-3-31	山形県総合社会福祉センター内	023-687-1516
福島	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字館ヶ丘79		090-7065-1740
茨城	310-0851	水戸市千波町1918	茨城県総合福祉会館5階	029-353-7244
栃木	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	とちぎソーシャルケアサービス共同事務所	028-600-1725
群馬	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉協議会 利用支援グループ内	027-255-6226
埼玉	330-0056	さいたま市浦和区東仲町4-16	ヘルゾーネK・M 1-D号	048-871-2504
千葉	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター3階	043-248-1451
東京	135-0003	江東区猿江1-3-7	パーク・ノヴァ猿江恩賜公園102号	03-5624-2821
神奈川	220-0003	横浜市西区楠町9-7	TAKビル3階	045-323-1085
新潟	950-0994	新潟市中央区上所2-2-2	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5531
富山	939-8084	富山市西中野町1-1-18	オフィス西中野ビル1階	076-422-2442
石川	920-0964	金沢市本多町3-1-10	石川県社会福祉会館3階	076-255-2572
福井	918-8238	福井市和田2-2115	コーション I 103号	0776-63-5868
山梨	400-0221	南アルプス市在家塚775-1	ハイツ中込1-201	055-282-7433
長野	380-0836	長野市南泉町1001-3	ロワール丸ビル4階	026-223-6670
岐阜	501-0234	瑞穂市牛牧913-10		058-322-3971
静岡	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70	静岡県総合社会福祉会館4階	054-253-0818
愛知	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2	桜華会館南館	052-202-8260
三重	514-0003	津市桜橋2-131		059-264-7741
滋賀	525-0014	草津市駒井沢町302		077-568-1758
京都	602-8143	京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519	京都社会福祉会館 2階	075-801-8060
大阪	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館内	06-6766-3633
兵庫	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター5階	078-242-7011
奈良	634-0063	橿原市久米町569	ヒロタウエストゲート神宮前405号	0744-35-5286
和歌山	646-0004	田辺市下万呂49-1	KH107号	0739-33-7610
鳥取	689-0201	鳥取市伏野1729-5	鳥取県立福祉人材センター内	0857-59-6336
島根	690-0044	松江市浜乃木1-22-26-1	藤原 方	0852-33-7294
岡山	700-0813	岡山市北区石関町2-1	岡山県総合福祉会館5階	086-222-3125
広島	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内	082-254-3016
山口	754-0893	山口市大字秋穂二島1062		083-987-0122
徳島	779-3105	徳島市国府町東高輪字天満369-1	徳島健祥会福祉専門学校内	0886-42-9666
香川	762-0044	坂出市本町3-5-26	トマトマンション203号	0877-46-0143
愛媛	790-0804	松山市中一万町7-8		089-987-8123
高知	780-8567	高知市朝倉戊375-1	高知県社会福祉協議会 介護普及・相談課	088-844-9271
福岡	812-0012	福岡市博多区博多駅前中央街7-1	シック博多駅前ビル5階	092-474-7015
佐賀	846-0002	多久市北多久町大字小侍869		0952-75-3292
長崎	852-8104	長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟4階	095-842-1237
熊本	862-0950	熊本市中央区水前寺6-41-5	千代田レジデンス県庁東210号	096-384-7125
大分	870-0921	大分市萩原4-8-58	大分県整骨会館3階	097-551-6555
宮崎	880-0007	宮崎市原町2-22	宮崎県福祉総合センター 人材研修館内	0985-22-3710
鹿児島	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	県社会福祉センター4階	099-206-3050
沖縄	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1	沖縄県総合福祉センター 西棟4階	098-887-3344

都道府県精神保健福祉士協会等名簿

都道府県協会名	郵便番号	事務局所在地		電話番号
北海道精神保健福祉士協会	001-0010	札幌市北区北10条西4-1	SCビル2階	011-887-9709
青森県精神保健福祉士協会	039-3501	青森市大字浅虫字内野27-2	浅虫温泉病院 相談室 気付	017-752-3004
岩手県精神保健福祉士協会	025-0033	花巻市諏訪500	(独)国立病院機構 花巻病院医療相談室 気付	0198-24-0511
宮城県精神保健福祉士協会	980-0811	仙台市青葉区一番町1丁目13-20	村上ビル3F	022-398-9432
秋田県精神保健福祉士協会	019-2413	大仙市協和上淀川五百刈田352	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 気付	018-892-3751
山形県精神保健福祉士協会	999-3103	上山市金谷字金谷神927-5	(福)鶴翔会 こまくさの里 気付	023-673-2148
福島県精神保健福祉士協会	963-0209	郡山市御前南6-16	すがのクリニック 気付	024-966-3300
茨城県精神保健福祉士協会	300-0213	かすみがうら市牛渡5513-1	(福)明清会 ほびき園 気付	029-898-3661
栃木県精神保健福祉士協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ3階	とちぎソーシャルケアサービス共同事務所 気付
群馬県精神保健福祉士協会	370-3603	北群馬郡吉岡町陣場98	田中病院 気付	0279-54-2106
埼玉県精神保健福祉士協会	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2	埼玉県立精神保健福祉センター 気付	048-723-1111
千葉県精神保健福祉士協会	286-0845	成田市押畑896	(医)厚生会 成田病院 医療福祉課 気付	080-2347-0051
東京精神保健福祉士協会	180-0013	武蔵野市西久保1-6-25-302	就労支援センターMEW 気付	080-5679-8385
神奈川県精神保健福祉士協会	233-0006	横浜市港南区芹が谷2-5-2	神奈川県精神保健福祉センター 気付	045-821-5354
新潟県精神保健福祉士協会	945-1341	柏崎市茨目1260-1	茨内地域生活支援センター 気付	0257-22-1215
富山県精神保健福祉士協会	930-0103	富山市北代5200	和敬会生活支援センター 気付	076-434-8100
石川県精神保健福祉士協会	922-0831	加賀市幸町2-63	加賀こころの病院 地域ケアセンター	0761-72-0880
福井県精神保健福祉士協会	918-8537	福井市下六条町201	(医)厚生会 福井厚生病院 ストレスケアセンター 気付	0776-41-3377
山梨県精神保健福祉士協会	400-0851	甲府市住吉4丁目11-5	すみよし障がい者就業・生活支援センター 気付	055-221-2133
長野県精神保健福祉士協会	390-0872	松本市北深志1-5-18	かとうメンタルクリニック 気付	0263-34-6141
岐阜県精神保健福祉士協会	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上峰谷3555	地域生活支援センターひびき 気付	0574-25-1294
静岡県精神保健福祉士協会	410-8575	沼津市中瀬町24-1	沼津中央病院 医療相談課 気付	055-931-4100
愛知県精神保健福祉士協会	444-0104	額田郡幸田町大字坂崎字石ノ塔8	京ヶ峰岡田病院 気付	0564-62-1421
三重県精神保健福祉士協会	511-0101	桑名市多度町柚井1702番地	(医社)橋会 多度あやめ病院 医療福祉室 気付	0594-48-2171
滋賀県精神保健福祉士協会	526-0045	長浜市寺田町257	(社)青樹会 セフィロト病院 気付	0749-62-1652
京都府精神保健福祉士協会	611-0011	宇治市五ヶ庄三番割32-1	(医)崇仁会 宇治おうばく病院内	0774-32-8399
大阪府精神保健福祉士協会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館内	06-6764-7839
兵庫県精神保健福祉士協会	650-0004	神戸市中央区中山手通6-1-30	兵庫県社会福祉研修所 気付	078-362-8920
奈良県精神科ソーシャルワーカー協会	633-0062	桜井市粟殿1000	桜井総合庁舎内	奈良県精神保健福祉センター 気付
和歌山県精神医学ソーシャルワーカー協会	641-0054	和歌山市塩屋3-6-2	(医)宮本病院 地域活動支援センター 櫻 気付	073-444-2468
鳥取県精神保健福祉士協会	683-0015	米子市日原319-1	(医)動誠会 米子病院 医療福祉相談室内 気付	0859-26-1611
島根県精神保健福祉士協会	690-0015	松江市上乃木5-1-8	(医)青葉会 松江青葉病院 地域医療連携室 気付	0852-21-3565
岡山県精神保健福祉士協会	702-8508	岡山市浦安本町100-2	(財)慈生会 慈生病院 生活福祉支援室 気付	086-262-1191
広島県精神保健福祉士協会	720-0542	福山市金江町藁江590-1	医療法人永和会 下永病院 気付	084-935-8811
山口県精神保健福祉士協会	743-0063	山口県光市島田5丁目3番1号	(医)愛命会 大田病院 気付	0833-77-0621
徳島県精神保健福祉士協会	770-0005	徳島市南矢三町3丁目11-23	(医)睦み会 自立訓練事業所ウイスパー 気付	088-631-1615
香川県精神保健福祉士協会	761-0443	高松市川島東町1914-1	(社)福翠福祉会 精神障害者地域生活支援センター ぽっと 事業所 気付	087-840-3770
一般社団法人愛媛県精神保健福祉士協会	790-0932	松山市東石井町5-3-13	指定相談支援事業所トボス松山	090-7146-3691
高知県精神保健福祉士協会	780-8535	高知市西町100	細木ユニティ病院 在宅部 気付	070-5686-4260
一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会	810-0021	福岡市中央区今泉1丁目4番18号	F・C洲上医療福祉専門学校内 気付	092-737-3153
佐賀県精神保健福祉士協会	847-0022	唐津市鏡4304-1	松籟病院内	0955-77-1011
長崎県精神保健福祉士協会	850-0835	長崎県長崎市桜木町3-14	(医)志仁会 西脇病院 医療福祉相談課内 気付	095-827-1187
熊本県精神保健福祉士協会	865-0048	玉名市小野尻5番	地域活動支援センター ふれあい 気付	0968-73-1022
大分県精神保健福祉士協会	879-7501	大分県大分市竹中1403	(医)善慈会 大分丘の上病院 (医)善慈会 大分丘の上病院	097-540-5085
宮崎県精神保健福祉士協会	880-0123	宮崎県宮崎市大字芳士80	(医)清芳会 井上病院 気付	0985-39-5396
鹿児島県精神保健福祉士協会	891-0304	鹿児島県指宿市東方7531	(医)全隆会 指宿竹元病院	0993-23-2311
一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会	904-0012	沖縄市安慶田4-10-3	(医)卵の会 新垣病院 気付	098-933-2756

経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ(概要)

- 1. 目的** ・日本と相手国の経済上の連携を強化する観点から、公的な枠組みで特例的に行うもの(労働力不足への対応が目的ではない)。日本の介護施設で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格の取得を目指す。
- 2. 受入れ国** ・インドネシア共和国、フィリピン共和国
- 3. 人数枠** 平成25年度 300人(インドネシア、フィリピンとも同じ) ※日本の労働市場への影響を考慮し上限を設定
- ・平成20年度実績:104人(インドネシア人候補者104人)
 - ・平成21年度実績:406人(インドネシア人候補者189人・フィリピン人候補者217人(就学コース27人を含む))
 - ・平成22年度実績:159人(インドネシア人候補者77人・フィリピン人候補者82人(就学コース10人を含む))
 - ・平成23年度実績:119人(インドネシア人候補者58人・フィリピン人候補者61人)
 - ・平成24年度実績:145人(インドネシア人候補者72人・フィリピン人候補者73人)
 - ・平成25年度(マッチング成立時):200人(インドネシア人候補者110人・フィリピン人候補者90人)
- 4. 在留期間** ・資格取得前は最大4年間(年1回更新。なお、フィリピン就学コースの場合には養成校卒業までに必要な期間まで更新が可能。)、資格取得後は在留資格の更新回数の制限なし。
・協定上定められた在留期間中に国家資格を取得できなかった者は帰国する。
・滞在中の在留資格は「特定活動」。
- 5. 要件 (就労コース)** ・候補者 …… 看護学校卒業者 又は 四大卒業者(インドネシアの場合には3年以上の高等教育機関卒業者)であり母国での介護士資格認定者
・受入施設 …… ①定員30名以上の介護施設であること
②介護職員数(※)が法令に基づく配置基準を満たすこと
(※)平成25年4月1日から、(1)受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した候補者、又は(2)日本語能力試験N2以上を保有している候補者は、介護職員として算定可能としている。
③常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者であること
④候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと
⑤適切な研修体制を確保すること 等
- 6. その他** ・受入れの実務は、協定に基づく唯一の受入れ調整機関である(社)国際厚生事業団が行う。

EPA候補者の介護福祉士国家試験の受験について

1 第25回介護福祉士国家試験の実施について

○ 今年度の介護福祉士国家試験では322名のEPA候補者が受験(平成23年度95名)

(参考1)EPA候補者受験者数

・インドネシア人介護福祉士候補者 184名(20年度入国者(再受験者)18名、21年度入国者165名、22年度入国者1名)

・フィリピン人介護福祉士候補者 138名(21年度入国者136名、22年度入国者1名、23年度入国者1名)

※ このうち、実技試験必要者は51名(全て21年度入国者)

(参考2)今年度の介護福祉士国家試験の受験者は136,377人(速報値)(対前年▲1.1%) ※平成24年度試験 137,961人

2 合格発表までのスケジュール

○ 筆記試験 1月27日(日) 30都道府県で実施

○ 実技試験 3月 3日(日) 12都道府県で実施

○ 合格発表 3月28日(木)14時(一般受験者と同様、実技試験免除者を含め合否発表)

※ EPA候補者については、ご本人の同意を得て、合格者の氏名、受入施設を公表予定

3 EPA候補者への配慮

試験時間を一般受験者の1.5倍に延長

(今年度から実施)

※ 一般受験者 210分、EPA候補者 315分

全ての漢字にふりがなを付記

(今年度から実施)

分かりやすい日本語への改善

(一部は平成22年度から実施)

※ 設問の指示形式を肯定表現に統一、疾病名への英語併記、英語に原語を持つカタカナの英語併記 等

EPA候補者の試験会場を、1試験地につき1会場に集約し、
一般の受験者とは別室で受験

(EPA候補者が初めて受験した
平成23年度から実施)

EPA介護福祉士候補者の配置基準上の取扱いの見直しについて

受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した等の候補者について、職員の基本の配置基準(例:特別養護老人ホーム・介護老人保健施設での職員:利用者=1:3の基準、夜勤の基本の配置基準)の算定対象に加えることにする。

【見直しの具体的内容(受入指針告示の改正)】

- ① 受入れ施設での適切な研修体制を確保するため、「法令に基づく職員等の配置の基準(配置基準)を満たすこと」は、引き続き、受入れ施設の要件とする。
- ② 候補者は労働契約に基づき就労していることから、(1)受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した候補者又は(2)日本語能力試験N2以上を保有している候補者について、配置基準の算定対象とする。

《候補者の配置基準上の取扱い》

(現行)

	労働契約 締結時(入国前)	就労 開始日後	6ヶ月 経過後	1年 経過後
職員の基本の配置基準	X	X	X	X
夜勤に係る加算及び昼間 ユニット単位での配置基準等	X	△	△	○

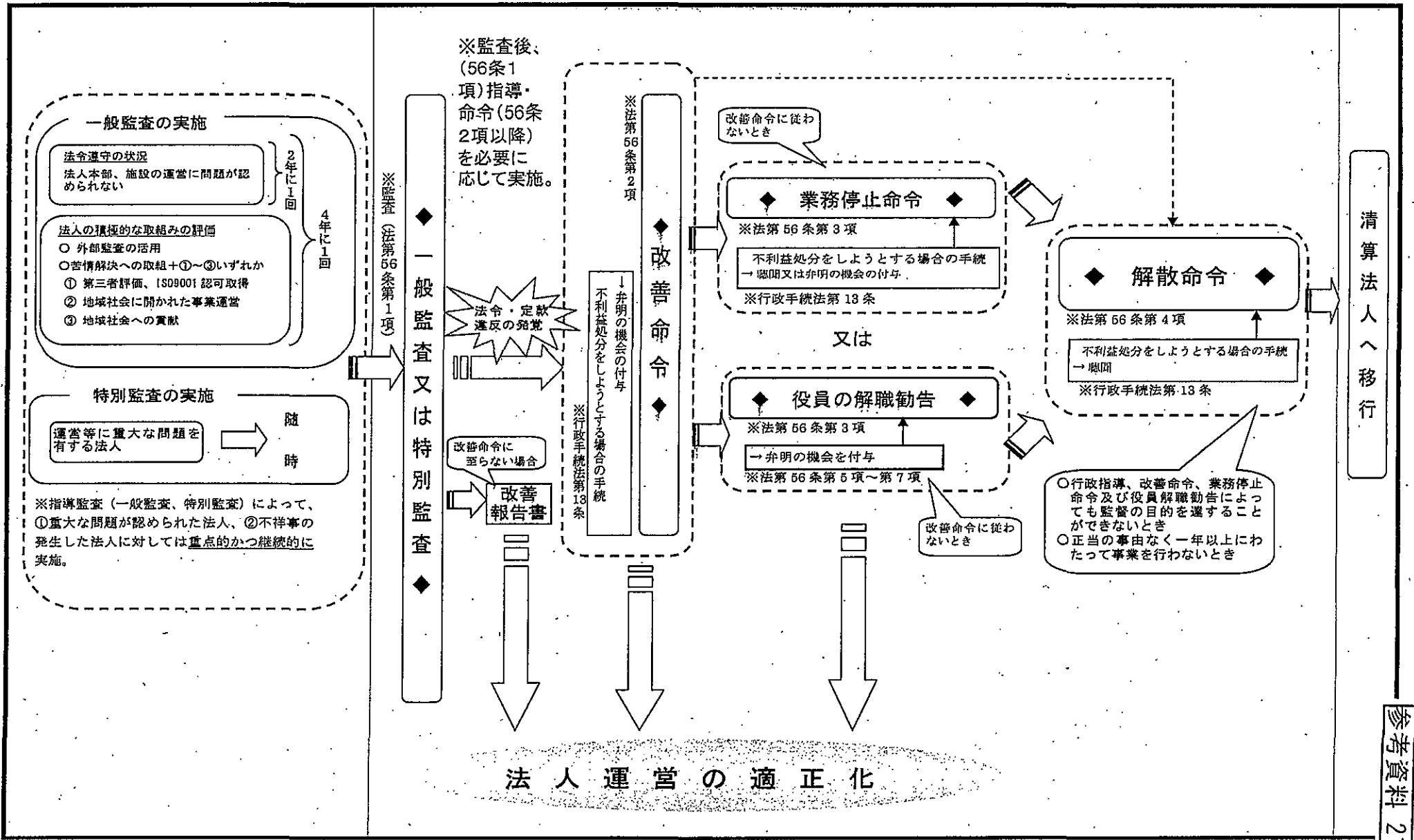
(見直し後:平成25年4月1日から)

	労働契約 締結時(入国前)	就労 開始日後	6ヶ月 経過後	1年 経過後
職員の基本の配置基準	X	△	○	○
夜勤に係る加算及び昼間 ユニット単位での配置基準等	X	△	○	○

×:候補者を算定対象とすることは不可 △:N2以上を保有している候補者のみ算定対象 ○:候補者を算定対象とすることが可能

(※)なお、候補者を夜勤に配置するにあたっては、(1)候補者以外の介護職員の配置又は(2)緊急時のため候補者以外の介護職員等との連絡体制の整備を求めるとともに、候補者の学習時間への影響を考慮し適切に配慮するよう求める通知を发出。

○指導監査後の対応について



○第三者評価の受審件数(都道府県別)

(平成24年度調査 平成23年度実績)

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	都道府県別 7年間実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	88
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	129
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	144
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	19
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	17
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	14
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	29
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	14
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	50
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	62
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	144
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	264
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	12,647
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	856
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	75
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	51
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	157
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	22
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	36
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	123
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	75
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	235
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	376
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	79
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	16
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	1,230
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	351
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	265
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	8
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	20
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	131
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	14
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	50
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	157
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	15
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	27
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	50
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	7
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	42
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	10
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	43
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	143
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	81
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	7
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	32
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	14
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	18,422

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外した。

社会福祉法人の新会計基準について

平成 23 年 7 月 27 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局

1. 新基準を作成する背景と目的

◆会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」(略称)や「老健準則」(略称)等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

◆社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

◆分かりやすい会計基準の作成

これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準(以下、「新基準」という。)を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

新基準の作成に際しては、日本公認会計士協会に委員派遣を依頼し、現行の関係基準の他に、公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法を導入するとともに、企業会計原則等も参考に作成を行ったものである。

(参考)社会福祉法人会計基準検討委員会(H20. 4~H23. 3 全25回)

委員:公認会計士、オブザーバー:厚労省、事務局:明治安田生活福祉研究所

2. 新基準の基本的な考え方

- ◆ 社会福祉法人が行う全ての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用対象とする。
- ◆ 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能にするとともに、外部への情報公開にも資するものとする。
- ◆ 新基準の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準(平成20年4月)、企業会計原則等を参考とする。

3. 新基準の構成

- (1) 基準と注解 : 会計ルールの基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例
- (2) 運用指針 : 会計基準の適用に当たっての留意事項、基準に盛り込まない様式例、勘定科目とその解説を示したものの。
- (3) 移行時の取扱い : 従来の会計ルールから新会計基準へ移行するにあたっての取扱いを示したものの。

4. 新基準における主な改正点

(1) 適用範囲の一元化

○社会福祉法人が行う全事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用範囲とする。

◆ 現行基準

	事業	原則	運用実態
社会福祉事業	障害福祉関係施設(授産施設、就労支援事業を除く) 保育所 その他児童福祉施設 保護施設	全ての社会福祉法人に会計基準を適用する	社会福祉法人会計基準による (措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間、「経理規程準則」によることができる)
	養護老人ホーム 軽費老人ホーム		社会福祉法人会計基準による (指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい)
	特養等介護保険施設		指導指針が望ましい (会計基準によることができる)
	就労支援事業		就労支援会計処理基準による
	授産施設		授産施設会計基準による
	重症心身障害児施設		病院会計準則による
	訪問看護ステーション		訪問看護会計・経理準則による
	介護老人保健施設		介護老人保健施設会計・経理準則による
	病院・診療所	病院会計準則による	
公益事業		社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可	
収益事業		一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用	

◆ 新基準

	事業	適用範囲
社会福祉事業	障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 就労支援事業 授産施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	<u>全ての社会福祉法人に新基準を適用する</u>
公益事業		
収益事業		

(2) 計算書類の簡素化

- 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
- 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成。
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動収支計算書
- ③ 貸借対照表
- ④ 財産目録

+

- ⑤ その他の明細書等

(注) 適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

◆ 新基準

【財務諸表】

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動計算書
- ③ 貸借対照表

+

④ 附属明細書(※)

- ⑤ 財産目録

(※) 附属明細書

- ・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。
- ・財務諸表を補完する役割を持つ。

(3) 区分方法の変更 ～拠点区分の考え方の導入～

- 法人全体の計算書類を以下の3つに分類。
- 法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

①事業区分

- ・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

②拠点区分

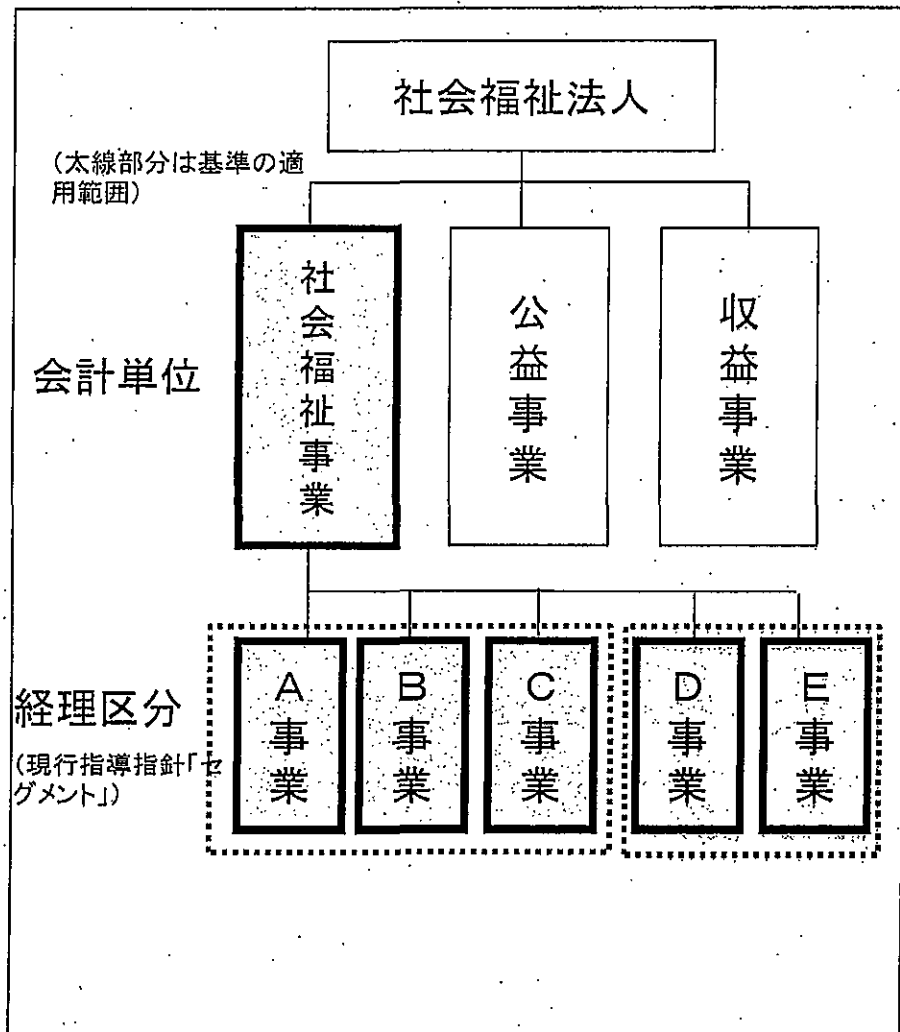
- ・事業区分を拠点(一体として運営される施設、事業所及び事務所)別に区分
(注)ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、
現行の指導指針における「会計区分」に準じた扱いとする。

③サービス区分

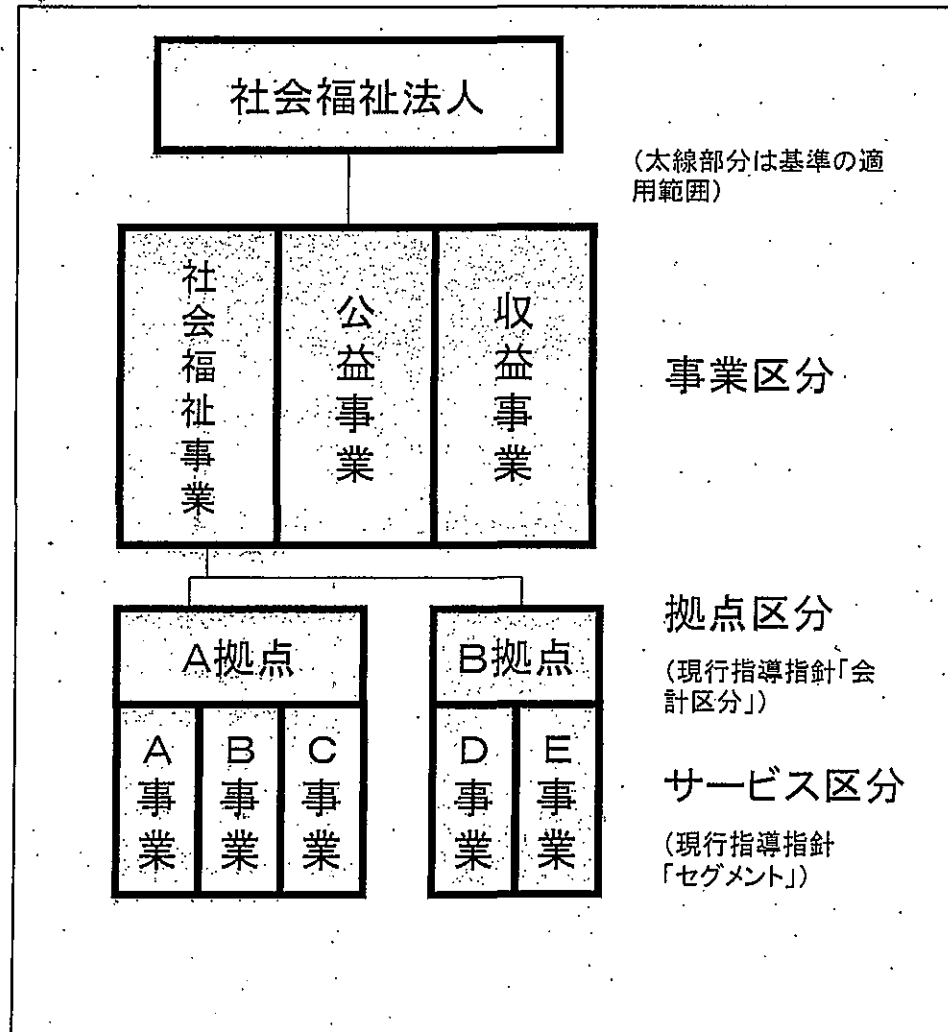
- ・その拠点で実施する事業別(例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護等)に区分
(注)現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いとする。
- ・サービス区分別に作成する拠点区分資金収支明細書、拠点区分事業活動明細書については、
その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを省略できる。
(注1)拠点区分事業活動明細書は経常増減差額までの表示で可。
(注2)介護老人福祉施設、障害福祉サービス事業所等では拠点区分事業活動明細書のみを作成し、
保育所、措置施設は拠点区分資金収支明細書のみを作成する。

（「区分方法の変更」イメージ）

◆ 現行基準



◆ 新基準



(4) 財務諸表等の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
法人全体 (事業区分別)	◎◎第1号の2様式	◎◎第2号の2様式	◎◎第3号の2様式		左記様式では事業区分間の内部取引消去を行う
事業区分 (拠点区分別)	◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では拠点区分間の内部取引消去を行う
拠点区分 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計をサービス別に区分表示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3ではサービス区分間の内部取引消去を行う

(注1) 法人の事務負担軽減のため、以下の場合には財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. ○印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つを省略できる。

(注2) 第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

(5)その他の主な変更点

- ① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い
 - 基本金は、法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として收受した寄付金に限定。
 - 国庫補助金等特別積立金は、実態に即した計算・表示となるよう一部取扱いを変更。
- ② 引当金の範囲
 - ①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。
- ③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入
 - 財務情報の透明性を向上させるため、資産と負債に係る流動・固定の区分、資産価値の変動等をより正確に財務諸表に反映するよう、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、1年基準の見直し、金融商品の時価会計、リース会計などの会計手法を導入する。
- ④ 退職共済制度の取扱いの明確化
 - 福祉医療機構、都道府県等が実施する制度を利用した場合の会計処理方法を明確化。また、法人が採用する退職給付制度を財務諸表に注記。
- ⑤ 共同募金配分金等の取扱い
 - 会計処理方法を明確化。

5. 移行期間について

<移行期間に関する方針>

- ・ 事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度(予算)から移行する。
- ・ 平成27年度(予算)には全ての法人において移行する。



<理由>

- ・ 新会計基準を理解し、移行手続きの準備を行うために、相当の期間が必要となる。
- ・ 一定の法人が先行的に移行することで、その他の法人にそのノウハウが伝わりやすい環境となる。
- ・ 例えば、都道府県等が社会福祉法人会計に係る研修会を開催する場合に、先行的に移行した法人の実務者が実例を講義・周知することにより、その他の法人においても、より円滑な移行が期待できる。

附属明細書の考え方

- 現行基準に基づいて作成が求められている各種の別表・附属明細表などを共通フォームに統一し、社会福祉法人に必要な内容に整理する。
- 就労支援事業を行っている法人は、上記の他、適正な工賃算定のために製造原価などの必要最小限の事項を明細書として作成する。

◆ 現行基準(一部のみ)

現行基準	別表・明細表など
会計基準	借入金明細表 寄附金収入明細表 経理区分間及び会計単位間資金異動明細表 補助金収入明細表 基本金明細表 国庫補助金等特別積立金明細表 固定資産管理台帳、固定資産増減明細表 固定資産集計表
病院準則	純資産明細表 固定資産明細表 貸付金明細表 等
就労支援会計基準	就労支援事業活動収支内訳表 就労支援事業製造原価明細表 その他の積立金明細表 等

◆ 新基準

- (1) 全事業に係る附属明細書
- ・基本財産及びその他の固定資産の明細書
 - ・引当金の明細書
 - ・拠点区分資金収支明細書
 - ・拠点区分事業活動明細書
 - ・借入金明細書
 - ・寄附金収益明細書
 - ・補助金事業等収益明細書
 - ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
 - ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)明細書
 - ・基本金明細書
 - ・国庫補助金等特別積立金明細書
 - ・積立金・積立資産明細書
 - ・サービス区分間繰入金明細書
 - ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
- (2) 就労支援事業に係る附属明細書
- ・就労支援事業別事業活動明細書
 - ・就労支援事業製造原価明細書
 - ・就労支援事業販管費明細書
 - ・就労支援事業明細書 等

- 現行基準で、計算書類の注記事項として記載していた7項目に加え、経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、「関連当事者との取引内容」等、8項目を追加し、15項目に拡充。
 また、法人全体の他、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとする。
 (下記☆印の項目は拠点区分では記載不要)。

◆ 現行基準で規定する注記事項

- ①重要な会計方針
- ②重要な会計方針変更、その理由及び影響額
- ③基本財産の増減内容及び金額
- ④基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額
- ⑤担保に供されている資産の種類・金額及び担保する債務の種類・金額
- ⑥重要な後発事象
- ⑦その他必要な事項

◆ 新基準で新たに加えた注記事項

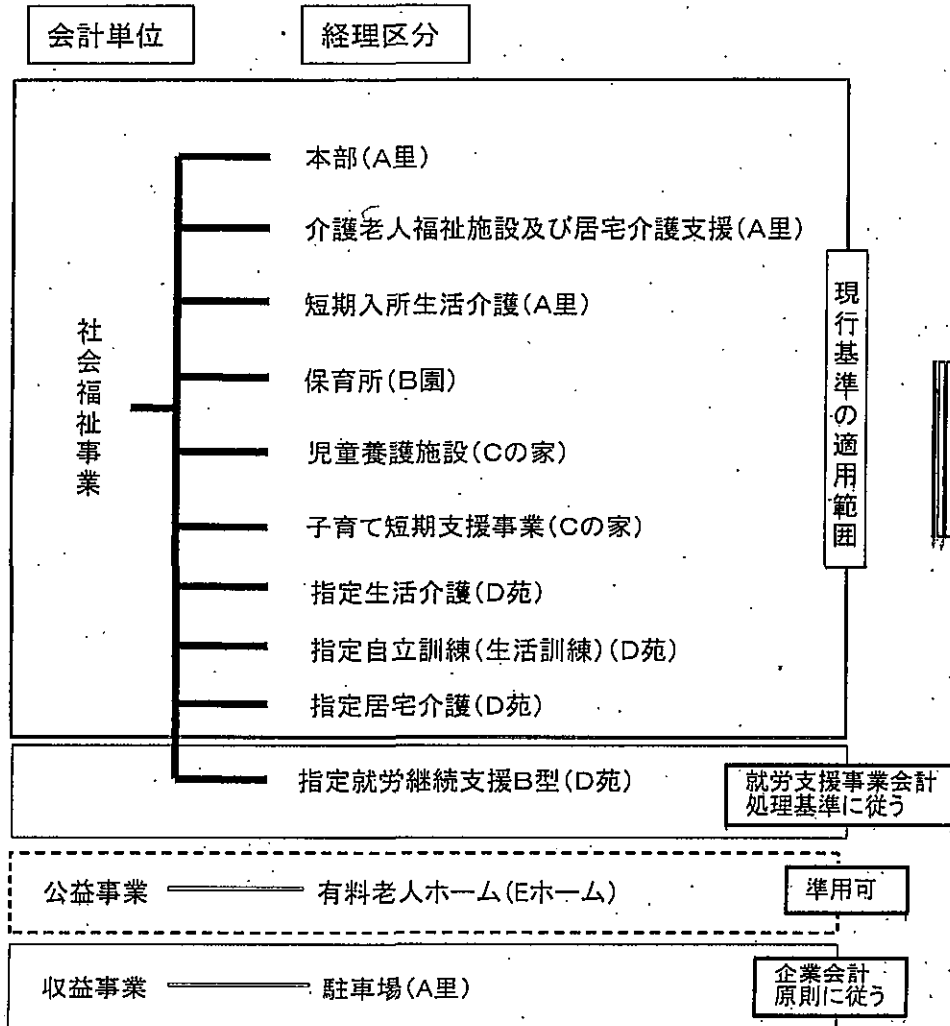
- ☆①継続事業の前提に関する注記
- ②法人で採用する退職給付制度
- ③拠点区分・サービス区分等
- ④減価償却累計額を直接控除した場合は、取得金額、減価償却累計額、当期末残高
- ⑤徴収不能引当金を直接控除した場合は、債権金額、徴収不能引当金当期末残高、債権当期末残高
- ⑥満期保有債券の帳簿価額、評価損益等
- ☆⑦関連当事者との取引内容
- ☆⑧重要な偶発債務



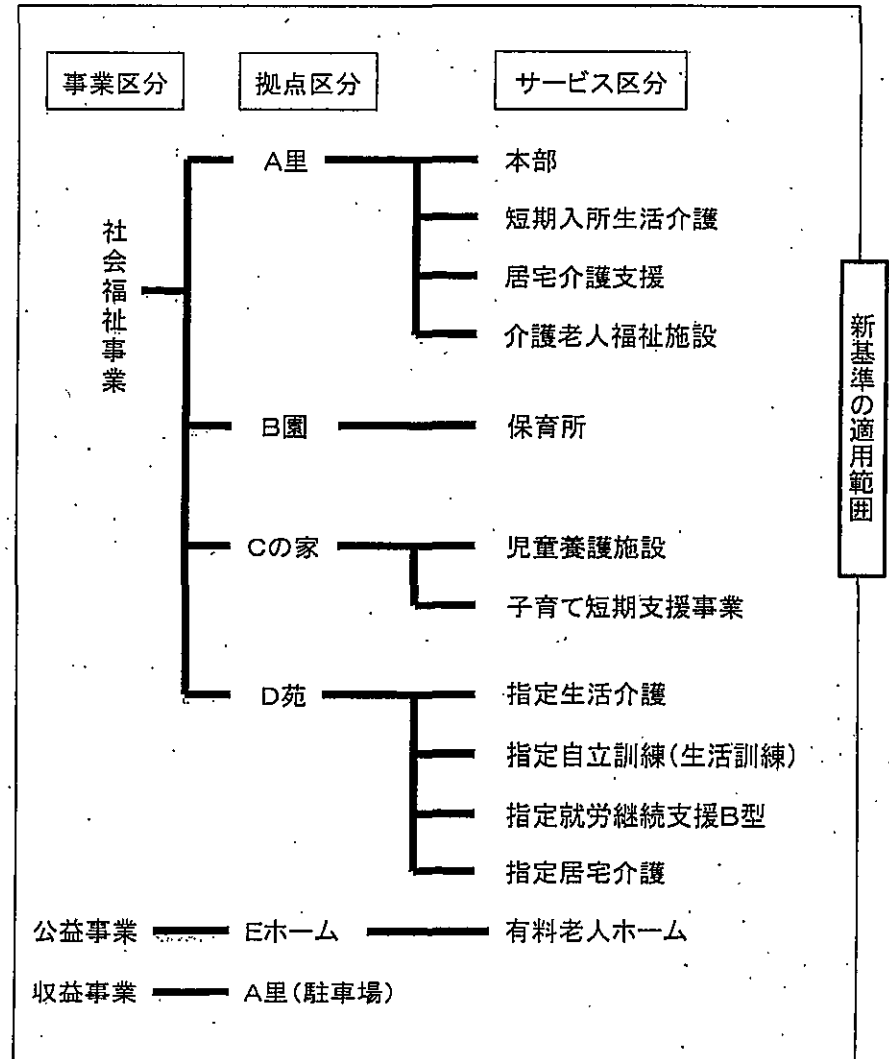
参考3-①

「区分方法の変更」の事例による説明①

現行基準



新基準



複数の基準適用から、一つの基準での処理へ

拠点	各拠点で運営している事業
A里	<p>介護保険法上の「介護老人福祉施設」であり、「短期入所生活介護」、「居宅介護支援」も実施。「居宅介護支援」は公益事業に該当するが、3つの事業は一体的に実施され、かつ「居宅介護支援」の占める割合はわずかであるため、3つの事業すべてをA里の社会福祉事業に区分する。</p> <p>また、法人全体を管理する「本部」機能もA里にある。</p> <p>さらに、敷地の一部を有料月極駐車場として活用しているため、これを収益事業に区分する。</p>
B園	<p>「保育所」(「地域子育て支援拠点事業」若しくは「一時預かり事業」を実施している場合は、保育所と同一のサービス区分とすることができる。)</p>
Cの家	<p>「児童養護施設」。「子育て短期支援事業」も実施。</p>
D苑	<p>障害者自立支援法に基づく「指定生活介護」、「指定自立訓練(生活訓練)」及び「指定就労継続支援B型」の事業を一体的に行う多機能型事業所。</p> <p>また、同一建物で「指定居宅介護」も行っている。</p>
Eホーム	<p>「有料老人ホーム」。公益事業に該当するため、事業区分を分ける。</p>

参考4-① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

(ア) 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における「固定資産限定」を変更

→ 現行基準においては、10万円未満の初期調度物品等を1号基本金及び国庫補助金等特別積立金から除外している一方、指導指針では含めているなど、取扱いが異なっていた。

そこで、実態に即した計算・表示とするため、基本金及び国庫補助金等特別積立金の設定時において固定資産以外も計上できるように変更するものとする。

(イ) 4号基本金の廃止

→ 基本金を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として收受した寄付金に限定し、事業活動の結果として収支差額を振り替える現行基準の4号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わないものとする。

(ウ) 国庫補助金等特別積立金に「施設・設備整備資金借入金の償還補助金」を追加

→ 現行基準において、国庫補助金等特別積立金には、施設・設備整備資金借入金の償還補助金が含まれていなかった(一方で指導指針には含めていた)が、これは実質的に施設・設備整備補助に相当するため、追加するものとする。

参考4-② 引当金の範囲

- 引当金については、現行の会計基準では、①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給与引当金のほかに、④その他の引当金が認められていた。
- しかし、上記④その他の引当金の実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、当面の間、引当金は①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。

◆ 現行基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給与引当金
- ④その他の引当金

◆ 新基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給付引当金

参考4-③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

○ 資産と負債に係る流動・固定の区分、資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、例えば以下の会計手法を導入する。

(ア)1年基準(ワン・イヤー・ルール)

→ 貸付金、借入金等の債権債務は、決算日翌日から1年以内に入金・支払の期限が来るものを流動資産・負債とし、1年を超えるものを固定資産・負債とする基準

(イ)金融商品の時価会計

→ 金融商品を期末の時価で再評価し、財務諸表に計上する手法

(ウ)リース会計

→ 耐用年数の大半の期間をリース契約で使用する機械など、リース物件を資産として、リース債務を負債として財務諸表に計上する手法

(エ)退職給付会計

→ 将来発生する退職給付額と積み立てた年金資産の差額等を財務諸表に計上する手法

(オ)減損会計

→ 固定資産の価値の下落を財務諸表に計上する手法

(カ)税効果会計

→ 収益事業を実施する法人において、税負担の額を適切に期間配分して財務諸表に計上する手法

(注)簡便な取扱い方法を可能とすることにより、事務負担の軽減を図る

参考4-④ 退職共済制度の取扱いの明確化

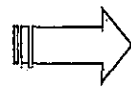
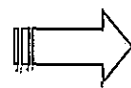
- 福祉医療機構の実施する退職共済制度については、従前と同様、掛金を費用処理する。
- 都道府県等の実施する退職共済制度は、約定の金額を退職給付引当金に計上する方法のほか、簡便な処理方法を明示する。
- 法人が利用する退職給付制度は、様々な制度が活用されているため、財務諸表利用者の理解に役立つよう、財務諸表の注記に法人で採用している退職給付制度の内容を明示する。

◆ 現行会計処理方法

①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理。

②都道府県等の実施する制度
退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。

③採用している退職手当制度
従来、注記なし。



◆ 新基準

①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理(変更なし)。

②都道府県等の実施する制度
ア 約定の金額を退職給付引当金に計上する。
イ 期末退職金要支給額を退職給付引当金とし、同額を退職給付引当資産とする。
ウ 法人の負担する掛け金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金とする方法。

③採用している退職給付制度
財務諸表の注記に明示。

参考4-⑤ 共同募金配分金等の取扱い

- 共同募金会から社会福祉法人への配分金(一般配分金、特別配分金)は、民間助成金に近い性格を持つものであることから、民間団体からの助成金と同様の処理を行うものとする。
- 受配者指定寄附金は、寄付者が共同募金会を通じて社会福祉法人に寄附するものであることから、従前と同じく寄附金として処理を行うものとする。

(注) 共同募金配分金等については、現行基準では取扱いが明示されておらず、指導指針では①一般配分金は寄附金収入として受け入れるものとし、②受配者指定寄附金は役員等からの寄附金と同様の処理を行うものとしていた。

◆ 指導指針

【共同募金配分金等の取扱い】

- ① 一般配分金: 寄附金として処理
- ② 特別配分金: 明記なし
- ③ 受配者指定寄附金: 寄附金として処理

◆ 新基準

【共同募金配分金等の取扱い】

- ① 一般配分金: 民間団体からの助成金と同様の処理
- ② 特別配分金: 民間団体からの助成金と同様の処理
- ③ 受配者指定寄附金: 寄附金として処理

(1) 移行期間終了をもって廃止する主な通知

- 1 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援第310号 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- 2 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援施第6号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 3 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」
(平成12年2月17日付け社援施第8号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 4 「社会福祉施設を営む社会福祉法人の経理規程準則の制定について」
(昭和51年3月31日付け社施第25号 社会・援護局長、児童家庭局長連名通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について
(平成12年12月19日付け社援施第49号・老計第55号 社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)
- 6 「授産施設会計基準の制定について」(平成13年3月29日付け社援発第555号 社会・援護局長通知)
- 7 「授産施設会計基準に係る取扱いについて」
(平成13年3月29日付け社援保発第23号・障障発第12号・障精発第18号 社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長連名通知)
- 8 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」 等
(平成12年2月17日付け社援施第8号 社会・援護局施設人材課長通知)

(2) 社会福祉法人以外の事業者にも適用されるものとして存続(一部改正)する主な通知

- 1 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」
(平成12年3月10日付け老計第8号 老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)
- 2 「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日付け老発第378号 老人保健福祉局長通知)
- 3 「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について」
(平成7年6月1日付け老健第122号・保発第57号 老人保健福祉局長、保険局長連名通知)
- 4 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」
(平成18年10月2日付け社援発第1002001号 社会・援護局長通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて」 等
(平成19年7月31日付け障障発第0731002号 障害保健福祉部障害福祉課長通知)

民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関（別紙参照）が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

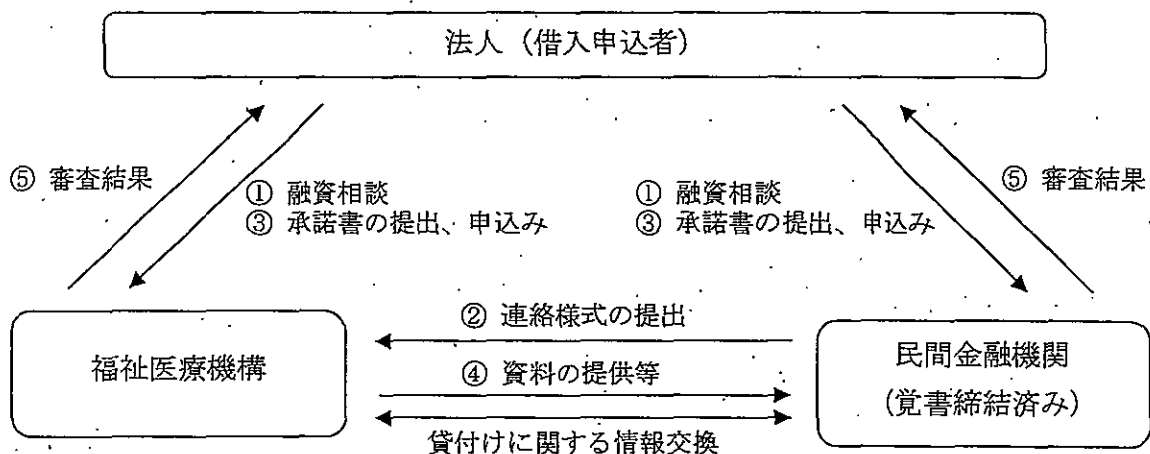
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

協調融資覚書締結金融機関一覧

(平成25年1月31日現在)

都道府県 本店/本部 所在地	金融機関名 (順不同)				
都 銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫
	札幌信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫	帯広信用金庫	北門信用金庫
	江差信用金庫	留萌信用金庫			
青 森	みちのく銀行	青森銀行	青い森信用金庫		
岩 手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合
	花巻信用金庫	一関信用金庫	盛岡信用金庫		
宮 城	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫
秋 田	秋田銀行	北都銀行			
	荘内銀行	山形銀行	ざらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫
山 形	米沢信用金庫				
福 島	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫
	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫	会津信用金庫	
	常陸銀行	茨城県信用組合	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫
茨 城	筑波銀行				
	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	栃木信用金庫
栃 木	大田原信用金庫				
群 馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのもめ信用金庫	高崎信用金庫
	利根郡信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫		
埼 玉	埼玉信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	川口信用金庫
	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	房総信用組合	君津信用組合
千 葉	千葉信用金庫	銚子商工信用組合	館山信用金庫		
	東京都市銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行
	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合	三菱UFJ信託銀行	東京スター銀行
	東京東信信用金庫	多摩信用金庫	亀有信用金庫	城北信用金庫	ざわやか信用金庫
	世田谷信用金庫	巣鴨信用金庫			
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合
	川崎信用金庫	平塚信用金庫	三浦藤沢信用金庫	神奈川県医師信用組合	
新 潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合
	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫		
富 山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫
	高岡信用金庫				
石 川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	奥能信用金庫	
福 井	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合	
山 梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用農業協同組合連合会	甲府信用金庫	山梨県民信用組合
	都留信用組合				
長 野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
	松本信用金庫	長野県信用組合			
岐 阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫
	関信用金庫	大垣信用金庫			
静 岡	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか信用金庫	掛川信用金庫
	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫	浜松信用金庫	富士宮信用金庫
	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静岡信用金庫
	静岡県医師信用組合	静岡県信用農業協同組合連合会	富士信用金庫		
	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫
	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫	中京銀行	いちい信用金庫
愛 知	名古屋銀行	海部東農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫
	瀬戸信用金庫				
三 重	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫	桑名信用金庫
	北伊勢上野信用金庫				
滋 賀	滋賀銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫	
京 都	京都銀行	京都信用金庫	京都北部信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会
大 阪	近畿大阪銀行	大阪市信用金庫	池田泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫
	摂津水都信用金庫	関西アーバン銀行	大阪商工信用金庫	大阪東信用金庫	
	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫
兵 庫	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫	兵庫信用金庫	兵庫六甲農業協同組合
	但馬信用金庫	淡路信用金庫	日新信用金庫	兵庫信用金庫	
奈 良	南部銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	奈良県農業協同組合
和 歌 山	紀陽銀行	きのくに信用金庫			
鳥 取	鳥取銀行	米子信用金庫			
島 根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	いずも農業協同組合	島根銀行	
岡 山	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫
	おかやま信用金庫	備前信用金庫	備北信用金庫		
広 島	広島銀行	しまなみ信用金庫	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫
山 口	山口銀行	西京銀行	萩山口信用金庫		
徳 島	阿波銀行	徳島銀行	徳島信用金庫		
香 川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫	
愛 媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫		
高 知	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫		
福 岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫
	北九州銀行				
佐 賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫		
長 崎	十八銀行	親和銀行			
熊 本	肥後銀行	熊本ファミリー銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫
	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫	豊和銀行	
大 分	宮崎銀行	宮崎太陽銀行			
宮 崎	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫
鹿 児 島	鹿児島信用金庫	鹿児島県信用農業協同組合連合会	あいら農業協同組合		
沖 縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行		
その他	信金中央金庫	商工組合中央金庫			
合 計			300機関		